

## 入札公告(土地有効活用)

次のとおり一般競争入札に付します。

※本借地権の設定は文部科学省による本学の寄附行為の変更の認可を条件とする。

2026 年 7 月 28 日

学校法人東京医科大学

理事長 林 由起子

### 1. 募集概要

- (1) 件名 東京医科大学病院駐車場跡地における定期借地権設定事業  
(以下「本事業」という。)

- (2) 貸付地の表示

東京都新宿区西新宿六丁目 7 番 1 号の一部 7,192.36 m<sup>2</sup> (※)

※貸付地 X と貸付地 Y に分割する。

※貸付面積は、定期借地権設定契約書の締結時に確定する予定である。

- (3) 貸付方式

貸付地 X に一般定期借地権を設定し、貸付地 Y に事業用定期借地権を設定し、借受者に貸付。

(貸付地 Y については、借受者からの提案により一時使用貸借契約となる場合がある)

- (4) 応募方法

学校法人東京医科大学（以下「本学」という。）は、学校法人の土地であることを理解し、周辺環境と調和のとれた施設を整備・運営する借受者を総合評価方式の一般競争入札にて選定する。本公募の参加にあたっては、別途配布する公募要領等に基づき、計画提案書及び入札書の必要書類を作成し、提出すること。

### 2. 公募の参加資格

- (1) 公募参加者の構成等

公募参加者（以下「公募参加者」という。）は、本事業を行う企画力、資本金等の経営能力を備えた単独企業（以下「公募参加企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「グループ」という。）とし、グループの場合、全構成員を代表する代表企業を定めることとする（代表企業は構成員に含まれる）。

本学と貸付地 X の全部又は過半に係る一般定期借地権設定契約を締結するものが代表企業になることとする。

- (2) 公募参加者の資格要件

公募参加者の資格は、「貸付地を賃借し、本学及び地域に配慮した本件建物の設計・整備を行い、本事業の契約期間中継続して貸付地及び本件建物を維持管理・運営できる企画力と資本金を有する者であること」とする。

また、次の要件を全て満たす者が、公募参加者又はグループの構成員となることができる。

- ① 2006 年以降に一般定期借地権事業の実績を有していること。

- ② 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県のいずれかの地域に本店又は支店若しくは営業所が所在する法人等（法人又は団体をいう。）であること。
- ③ 本学より指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 法人等の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。））、社会運動標ぼうゴロ（社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）又は政治運動標ぼうゴロ（政治運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）、その他これらに準ずる者（以下「暴力団構成員等」という。）ではないこと。
- ⑤ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑨ 暴力団又は暴力団員及び④から⑧までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- ⑩ 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされている者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者、会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者又はその他これらに類する倒産手続きの申立てがなされている者でないこと。
- ⑪ 公募に参加しようとする者の間に資本面若しくは人事面において関連がないこと（資本面若しくは人事面において関連がある者が同じグループの構成員である場合を除く）。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ⑫ 本学が本事業について、アドバイザリー業務を委託している野村證券株式会社及び同社と資本面若しくは人事面において関連がある者ではないこと。
- ⑬ その他本学が契約相手方として不適当と認めた者ではないこと。

### 3. 参加資格審査申請書の提出場所等

- (1) 参加資格審査申請書の提出場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

#### 【参加資格申請書及び提案書の提出場所】

〒160-0023

東京都新宿区西新宿六丁目7番1号

学校法人東京医科大学 事務局 キャンパス整備部（大学病院地下2階）

電話：03-5339-3801※メールでの連絡を原則とする。

E-mail：[d-kenjun@tokyo-med.ac.jp](mailto:d-kenjun@tokyo-med.ac.jp)

- (2) 公募要領の交付方法及び配布期限

交付方法は、電子メールのみとする。交付希望者は、(1)のメールアドレスに以下のメールを送付する。配布期限は、参加資格申請書の提出期限の前日午後3時までとする。

|        |                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件名     | 【企業名】東京医科大学病院駐車場跡地における定期借地権設定事業の公募要領交付希望                                                        |
| 添付ファイル | 下記①及び②のスクリーンデータ（pdf 等）をメールに添付し、原本については速やかに上記（1）あてに郵送すること。<br>① 公募要領交付希望書<br>② 秘密保持に関する確認書（押印済み） |

(3) 参加資格確認申請書の提出期限

2026 年 9 月 3 日（木） 午後 3 時まで

(4) 参加資格審査の結果通知

2026 年 9 月 9 日（水）頃

(5) 計画提案書等の提出期限

2026 年 11 月 12 日（木） 正午まで

(6) 優先交渉権者の決定

2026 年 12 月上旬頃（予定）

#### 4. 提案の審査に関する事項

公募参加希望者のうち、公募要領等に示す要件を全て満たした公募参加者を対象に、本学が設置する総合評価委員会において提案内容を総合的に評価の上、最も評価の高い者を優先交渉権者として選定し、契約締結手続を行うものとする。公募参加者からの提案内容によっては、優先交渉権者を決定しない場合もある。

また、審査を実施した全ての提案者に対し、選定結果を通知する。

#### 5. その他

(1) 応募者に要求される事項

この公募に参加を希望する者は、公募参加資格確認申請書及び企画公募参加資格を有することを証明する書類を提出期限までに提出すること。なお、参加資格を満たしていることが確認できた応募者については事業の実施内容に関する企画提案書を提出期限までに提出すること。その他、応募者は、本学から当該書類に関し説明を求められた場合には、応募者の負担において完全な説明を行うこと。

(2) 企画提案書の無効

本公示に示した公募参加資格のない者の提出した計画提案書等、応募者に要求される事項を履行しなかった者の提出した計画提案書等は無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約相手方及び契約条件の決定方法

本事業の実施内容に関する提案及び応募者の経営等の健全性等を評価し、優先交渉権者を決定するものとする。その後、本学と優先交渉権者との間で、契約条件等について協議のうえ、必要な各種契約（必要に応じて基本協定書等）を締結する。

(5) 応募者は、優先交渉権者の選定について、異議の申立をすることはできない。

(6) その他 詳細は、公募要領による。

東京医科大学病院駐車場跡地における定期借地権設定事業の  
公募要領交付希望書

標記の公募への参加を検討しているため、公募要領の交付を希望します。

|        |  |
|--------|--|
| 企業名    |  |
| 所在地    |  |
| 部署名・役職 |  |
| 氏名     |  |
| 電話     |  |
| E-mail |  |

※公募要領等は上記 E-mail に送付します。

(上記、記名者の名刺画像貼付)  
※貼付のない場合は無効とします。

2026 年      月      日

# 秘密保持に関する確認書

学校法人東京医科大学 御中

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）は、学校法人東京医科大学（以下「乙」という）から提供された末尾記載の貸付地に関する資料・情報の取扱いに関して、以下の通り秘密保持に関する確認書（以下「本確認書」という）を差入れた。

## 第1条（守秘義務）

貸付地にかかる賃借（以下「本案件」という）の検討にあたり、甲は次の各号に定める機密事項について、守秘義務を負い、乙の承諾なく機密事項を第三者に対して開示してはならない。

- ① 調査・企画等のために乙から甲に対して直接提供される貸付地に関する資料・情報（以下「資料等」という）。
2. 甲は、法令・監督指針等を遵守するために必要な場合、もしくは司法・行政当局等から法律上の手続きにより開示を要求された場合、合理的に可能な範囲内で乙にその旨を事前に報告するよう努めるものとし、必要な範囲に限り機密事項を開示することができるものとする。この場合、甲は、乙に対し、事後速やかに報告を行うものとする。

## 第2条（守秘義務の対象とならないもの）

甲は次の各号に定める事項については本確認書による守秘義務を負わないものとする。

- ① 調査・企画等の存在及びその内容が甲又は第3条に定める甲の関係者（以下「甲の関係者」という）の責によらず公知となった場合は、公知となった部分。
- ② 乙が甲に資料等を開示した時点で、すでに公知であった資料・情報。
- ③ 乙が甲に資料等を開示した時点で、甲の既知に属するものであり、開示後遅滞なく既知であったことを乙に申告した資料・情報。
- ④ 乙が甲に資料等を開示した後、甲又は甲の関係者の責めによらず公知となった資料・情報。
- ⑤ 乙が甲に資料等を開示した後、第三者から秘密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した資料・情報。

## 第3条（甲の関係者）

本確認書における甲の関係者とは、次の各号に定める者とする。

- ① 本案件に関与する甲の役員、従業員
- ② 本案件に関与する甲の親会社・子会社（以下、「甲親会社等」という）及び当該企業の役員・従業員
- ③ 本案件に関して、甲を構成員とするグループの構成企業（以下、「構成企業」という）及び当該企業の役員・従業員
- ④ 本案件に関して、甲の提案を支援・協力する企業（以下、「協力企業」という）及び当該企業の役員・従業員
- ⑤ 甲、甲親会社等、構成企業並びに協力企業の弁護士・公認会計士及び税理士等の専門家
2. 甲は、甲の関係者に対しては乙の承諾なく機密事項を開示することができる。
3. 甲は甲の関係者に対し機密事項を開示するときは、甲の関係者に対し、開示される機密事項は本確

認書による守秘義務の対象になっている旨を通知するとともに、甲の関係者に同一の守秘義務を課すものとする。

#### 第4条(本確認書の有効期間)

本確認書の有効期間は、本案件の取引が実行され、当該取引が完了した時点をもって終了するものとする。

2. 甲が本案件の取引を実施しないこととなった場合、本確認書の有効期間は存続する。

#### 第5条(資料の取扱い)

甲は、事前の乙の書面による承諾を得た場合を除き、調査・企画等以外の目的のために資料等を使用又は複写してはならない。

2. 甲は、乙が資料等の返還又は破棄を要請したときは、すみやかに乙に資料等(その写しを含む)を返還又は破棄する。

#### 第6条(損害賠償責任)

甲が本確認書の規定に違反したことにより、乙に損害が生じた場合には、甲は、当該守秘義務違反との間に相当因果関係のある一切の損害、損失(弁護士費用を含む)を賠償するものとする。

#### 第7条(解釈)

本確認書に定めのない事項又は甲及び乙において解釈を異にする事項については、甲及び乙は互いに信義を重んじ、誠意をもって協議し、定めるものとする。

#### 第8条(準拠法及び管轄裁判所)

本確認書は、日本国の法令に従い解釈され、本確認書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上

2026年 月 日

甲 (所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

印

<貸付地の表示>

(土地)

【所在及び地番】 東京都新宿区西新宿六丁目7番1号

【貸付面積】 7,192.36 m<sup>2</sup>(定期借地権設定契約書の締結時に確定する予定)

※A4 版両面 1 枚で提出のこと。